

# SHINWA NEWS

資本的支出と修繕費について

令和8年4月  
( No. 29 )

固定資産に修理等を行った場合、修繕費として費用に計上できるのか、または資本的支出として資産計上しなければならないか、実務上判断に迷うことが多いのではないのでしょうか。今回は、資本的支出と修繕費についてご紹介いたします。

## [1] 概要

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の維持管理や原状回復のために要したと認められる部分の金額は、修繕費として支出した時に損金算入が認められます。

ただし、その修理、改良等が固定資産の使用可能期間を延長させ、または価値を増加させるものである場合は、その延長および増加させる部分に対応する金額は、修繕費とはならず、資本的支出として資産計上となります。

## [2] 修繕費になるかどうかの判定

修繕費になるかどうかの判定は修繕費、改良費などの名目によって判断するのではなく、その実質によって判定します。

例えば、次のような支出は原則として修繕費とはならず、資本的支出として資産計上となります。

- 1 建物の避難階段の取付けなど、物理的に付け加えた部分の金額
- 2 用途変更のための模様替えなど、改造や改装に直接要した金額
- 3 機械の部分品を特に品質や性能の高いものに取り替えた場合で、その取替えの金額のうち通常取替えの金額を超える部分の金額

ただし、一つの修理や改良などの金額が20万円未満の場合またはおおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかな修理、改良などである場合は、その支出した金額を修繕費とすることができます。

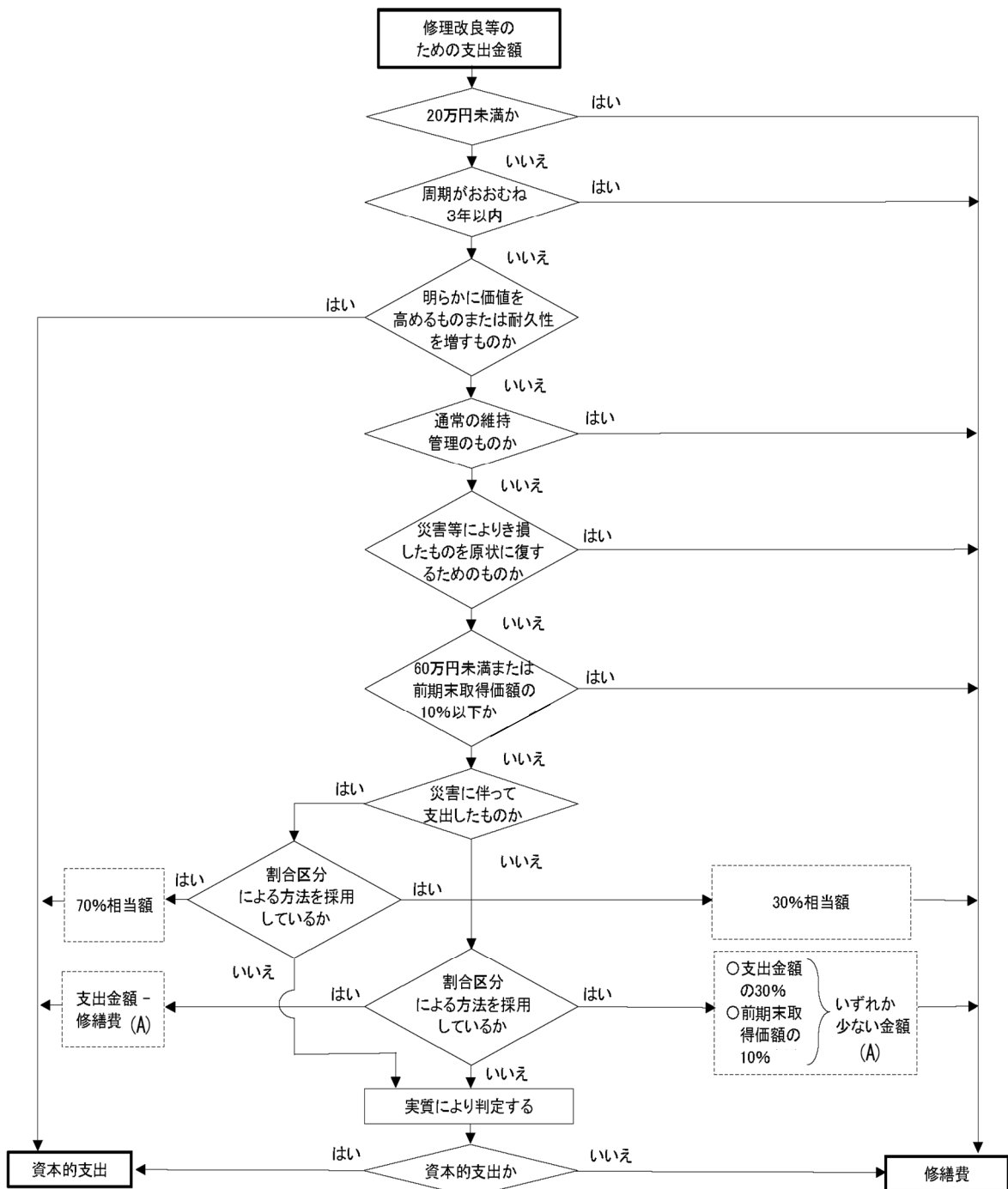
## [3] 修繕費であるか資本的支出であるかが明らかでない金額がある場合

次に、一つの修理、改良などの金額のうち、修繕費であるか資本的支出であるかが明らかでない金額がある場合には、次の基準によりその区分を行うことができます。

- 1 その支出した金額が60万円未満のときまたはその支出した金額がその固定資産の前事業年度終了の時点における取得価額のおおむね10パーセント相当額以下であるときは修繕費とすることができます。

2 法人が継続してその支出した金額の30パーセント相当額とその固定資産の前事業年度終了の時ににおける取得価額の10パーセント相当額とのいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出としているときは、その処理が認められます。ただし、上記の一つの修理、改修などの金額が20万円未満の場合またはおおむね3年以内の期間を周期として行われることが明らかな修理、改修などである場合の費用および上記1の適用のある支出額については、それぞれの取扱いが優先して適用されます。

#### [4] 修繕費と資本的支出の区分 (フロー図)



ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡ください。